

【 広島県介護支援専門員生涯学習制度 】

# 生涯学習手帳

一般社団法人  
広島県介護支援専門員協会

- 目 次 -

	内 容	頁
1	覚 書	1
2	会長挨拶	2
3	介護支援専門員について	3
4	生涯学習制度について 生涯学習制度によって認定される研修・単位	6
5	研修体系表（領域A～I）	8
6	研修体系表（追記枠）	16
7	認定コースについて	17
8	研修履歴記録（広島県が実施する研修の覚書）	20
9	研修履歴記録（当会が実施する研修等の覚書）	21
10	研修履歴記録（領域A～I・自由枠） A：22～31 B：32～41 C：42～51 D：52～61 E：62～71 F：72～81 G：82～91 H：92～101 I：102～111 自由枠：112～121	22
11	生涯学習制度実施要綱	110
12	生涯学習制度規程	111
13	倫理綱領	115

【発行・問合せ先】

広島県介護支援専門員生涯学習制度 生涯学習手帳 第4版（2021年8月発行）

名 称	一般社団法人広島県介護支援専門員協会		
所在地	〒734-0007 広島県広島市南区皆実町1-6-29 (広島県健康福祉センター 7F)		
T E L	082-555-1450	メー ル	info@hcma.or.jp
F A X	082-250-8133	U R L	https://www.hcma.or.jp/
*一般社団法人広島県介護支援専門員協会へご入会希望の方は、上記事務局までご連絡願います。 研修会のご案内については、当会ホームページをご覧ください。			
*この手帳を拾得された方は、ただちに上記の広島県介護支援専門員協会にご連絡ください。 *If you found this note, please return it to Hiroshima Care-Manager Association 1-6-29,Minami-machi,Minami-ku,Hiroshima-shi,Hiroshima 734-0007 Japan. TEL 082-555-1450			



## 【2. 会長挨拶】

### —生涯学習手帳の発行にあたって—

平成 12 年 4 月に介護保険制度が開始され、はや 20 年以上もの歳月が経過しました。時代（元号）は平成から令和に変わり、介護保険制度を取り巻く状況も大きく様変わりが続いています。介護保険制度開始から、介護支援専門員は、複合的な生活全般の課題を解決し、高齢者の自立を支えるための専門職として、また社会保障制度を担う一員として、高齢者支援を行ってきました。以降、私たち介護支援専門員は、高齢社会の変化、そして介護保険制度改正に対応すべく、日々研鑽を積んできています。そうした中、平成 18 年度に主任介護支援専門員制度が始まり、平成 26 年の介護保険法改正では、同法第 69 条の 34 第 3 項に「介護支援専門員は、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術の水準を向上させ、その他その資質の向上を図るよう努めなければならない。」と規定されました。また平成 28 年度からは新たに主任介護支援専門員更新研修が創設されるなど、研修を受け、自らのスキルを向上させることは、まさに介護支援専門員の本来業務となってきました。加えて、令和 2 年より巻き起こった新型コロナウイルス感染症の影響により、新たな生活様式で過ごすことになり、介護支援専門員の研修においても集合研修ではなく、WEB で研修へ参加することも新しい日常になってきました。

広島県介護支援専門員協会では、自らが学んできたことを整理し、その質を高めるため、平成 23 年度より生涯学習（研修単位認定）制度を行ってきました。法定研修のみならず、それぞれの地域ブロックで行われている研修を広島県介護支援専門員協会でも把握し、体系的に管理できるようにしました。この度、生涯研修制度も 3 回目の更新を迎え、広島県介護支援専門員協会の生涯学習部会で何度も議論していただき、改めて令和 3 年度に必要な科目も設定いたしました。今後、2025 年よりも先の社会を見据え、介護支援専門員を取り巻く環境の変化や自立支援に資する適切なケアマネジメントの推進に対応し、また法定研修と生涯学習制度研修の読替え連携なども引き続き、検討していく予定です。

少子高齢化が進み、人口が減少していく令和の時代においては、地域包括ケアシステムの深化を進めるとともに、全世代型の社会保障システムとなる地域共生社会を作り上げていかなければなりません。介護支援専門員の皆さん、自らの職能を高めるため、社会保障制度において欠くことのできない専門職として自負を持ち、学びを続けてください。そして、この生涯学習制度、生涯学習手帳をご活用いただくよう願っています。

令和 3 年 8 月

一般社団法人広島県介護支援専門員協会  
会長 落久保 裕之

### 【3. 介護支援専門員について】 ※引用：広島県ホームページ

#### ①介護支援専門員の登録等について

##### ■定義

「介護支援専門員」とは、要介護者又は要支援者からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況に応じ適切なサービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業者等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものをいいます。

##### ■介護支援専門員の登録

実務の経験を有するものであって、介護支援専門員実務研修受講試験に合格し、かつ介護支援専門員実務研修の課程を修了した者は、当該実務研修を行った都道府県知事の登録を受けることができます。ただし、成年被後見人である等の欠格事由が定められています。

なお、登録を受けるためには、介護支援専門員実務研修を修了した日から3か月以内に登録申請書を提出しなければなりません。

##### ■介護支援専門員証の交付等

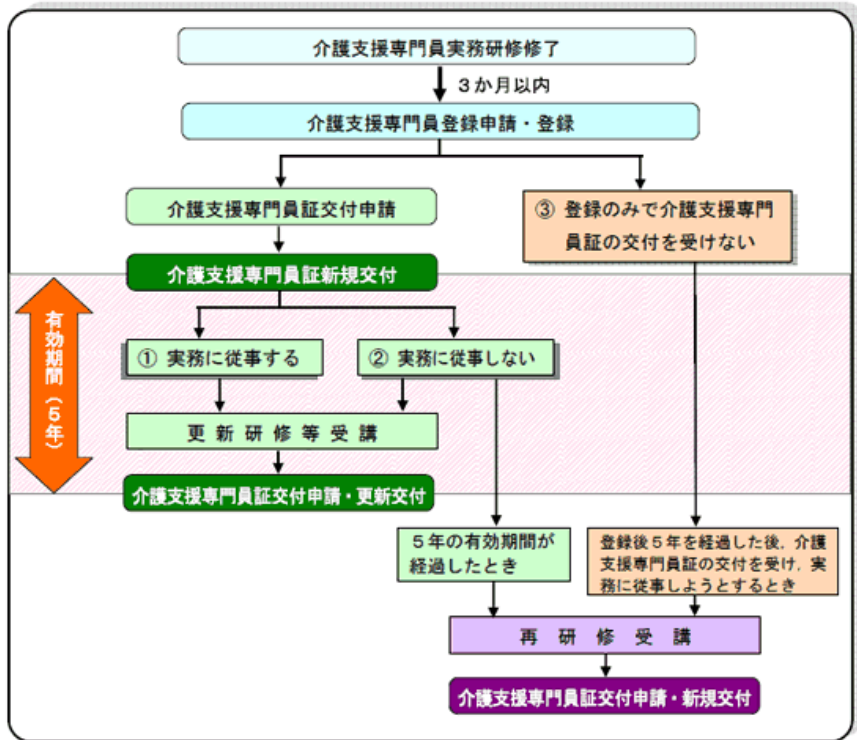
介護支援専門員の登録を受けている者は、介護支援専門員証の交付を申請することができます。介護支援専門員証の有効期間は5年となります。

##### ■介護支援専門員証の有効期間の更新

介護支援専門員証の有効期間は、申請により更新することができます。

更新を受けようとする者は、原則として更新研修を受講しなければなりません。更新後の介護支援専門員証の有効期間は5年となります。

※ 更新研修を受けず、有効期間を経過している場合でも、一定の研修（再研修）を受講し、介護支援専門員証の交付を受けることにより、業務に従事することができます。



## ■手数料の徴収について

介護保険法に新たに介護支援専門員証の交付に係る都道府県知事が行う自治事務が付加されたため、手数料（3,800円）を徴収することとし、広島県手数料条例第2条に規定しました。

## ②介護支援専門員の資格の更新について

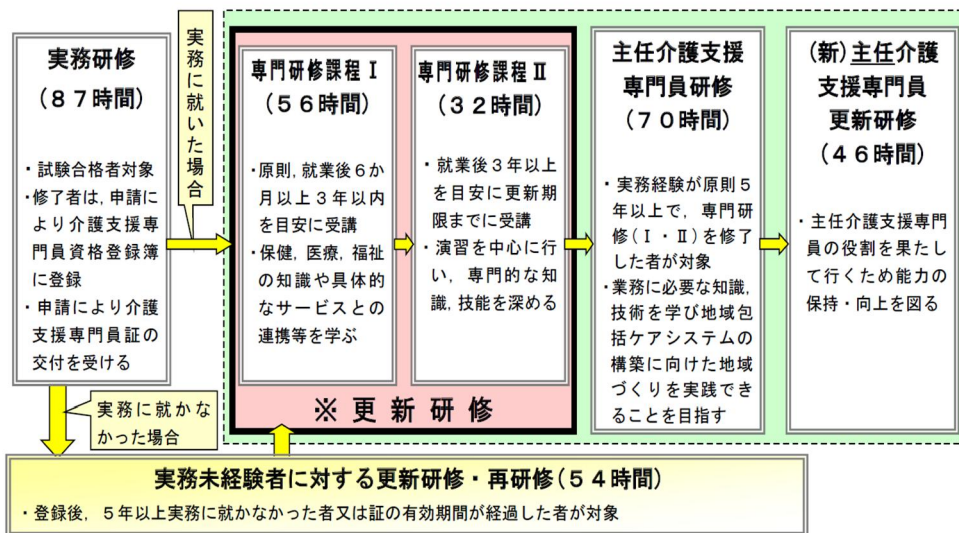
1. 介護支援専門員としての業務に従事するためには、介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。
2. 介護支援専門員証の有効期間は5年と定められています。
3. 介護支援専門員証の交付を受けるためには、都道府県の「介護支援専門員資格登録簿」に登録するとともに、知事に「介護支援専門員証」の交付申請を行う必要があります。
4. 5年ごとの介護支援専門員証の更新の際には、更新研修の受講が義務付けられています。

有効期間中に介護支援専門員としての実務経験を有しない者の更新研修は、実務研修と同一内容のとなり、実務経験を有する者の更新研修は専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱと同一内容となります。

ただし、現に介護支援専門員としての実務に従事（現任者）しており、有効期間中に、広島県知事が指定する研修の課程を修了した者は、更新研修の受講が免除されます。

（注意）介護支援専門員証の更新を行わなかった場合について

介護支援専門員として登録を受けた後、介護支援専門員証の交付申請をせず、又は、介護支援専門員証の更新をせず5年を経過した場合においても、介護支援専門員の登録は消除（抹消）されませんので、改めて介護支援専門員証の交付申請をすることができますが、この場合には、再研修（実務研修と同一内容）を受講しなければなりません。



## 【4. 生涯学習制度について／生涯学習制度によって認定される研修・単位】

### ◆生涯学習制度について

#### 【目的】（生涯学習制度実施要綱より）

超高齢社会の急速な進展に伴い、地域包括ケア体制の深化と社会資源の開発が急務となっており、介護保険制度の果たす役割が大きくなる中で、その要ともいえる介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー」という。）の資質の向上が強く求められている。

一般社団法人広島県介護支援専門員協会（以下、「本会」という。）は、ケアマネジャーの職能団体として、ケアマネジャーのより専門職としての高い資質と倫理の向上のための生涯学習体系の構築を図る。

次のとおり、広く県民、要介護者等の生活全般の支援に寄与することを目的とする。

- （1）変化する社会情勢と住民の多様なニーズ等を見据えた研修を実施する。
- （2）生涯学習制度の運用を通して、本会の支部である地域ブロックとの関係を強化し、また各種関係機関・団体との連携を密にする。
- （3）生涯学習制度への参加で、ケアマネジャーの資質向上を図り、指導者の育成を目指す。

#### 【対象者】（生涯学習制度実施要綱より）

1. レベルアップコース … 「介護支援専門員有資格者」（更新・現任問わず）
2. 上記以外のコース及び認定コース … 現任の「介護支援専門員有資格者」

### ◆生涯学習制度によって認定される研修・単位

#### 1. 研修単位の認定

- 1) 研修の認定は単位制とし90分を1単位とする。
- 2) 本会が認めた学会等にかかる単位認定は、1回の参加につき単位を付与するものとし、全国規模の開催の場合は5単位、地方開催の場合は3単位を付与する。
- 3) 本会の総会への参加にかかる単位認定は、1回の参加につき2単位を付与する。
- 4) 講師・アドバイザー・座長・発表者・シンポジスト等を担当した場合は、参加単位に加え、別途1単位を付与する。
- 5) 関連学会の実行委員は、年1回に限り1単位を付与する。

#### 2. 研修受講による段階（各コース）

本会が認定した研修の受講により研修単位を集積し、一定期間内に以下に規定する単位を取得された方に修了認定証を授与します。レベルアップコース修了後ステップアップコースへ、ステップアップコース修了後キャリアアップコースへと進みます。（ステップアップ及びキャリアアップコースからの開始はできません。）



## 【コース】

### (1) レベルアップコース 【介護支援専門員有資格者】

- ・ 5年間に50単位以上取得
- ・ 研修体系のA～C分野を各5単位以上，F-1，G-1各1単位以上取得



### (2) ステップアップコース 【レベルアップコース修了者のうち現任者】

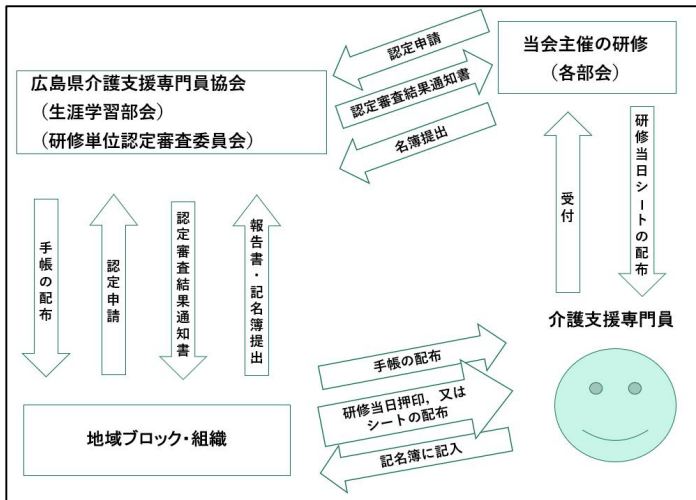
- ・ 5年間に50単位以上取得
- ・ 研修体系のA～C分野を各5単位以上，F-2，G-1各2単位以上取得



### (3) キャリアアップコース 【ステップアップコース修了者のうち現任者】

- ・ 5年間に50単位以上取得
- ・ 研修体系のA～C分野を各5単位以上取得，F-3，G-2各2単位以上取得
- ・ 修了後に，介護支援専門員の指導者として講師を務める者

## 【生涯学習制度のイメージ図】



## 【修了認定証の申請手続きについて】

修了認定申請については，以下の手順での手続きを要する。

- (1) 所定の期間内に所定の研修単位の取得が完了した者は，以下の3点を添えて本会事務局宛に修了認定申請を行う。①本会が指定する申請書（必要事項を記載），②生涯学習手帳，③所定の認定手数料
- (2) 所定の期間内に申請された者について，本会の認定基準を満たしていることを確認し，修了認定証を授与する。

## 【5. 研修体系表】 領域A

A

領域	分野	課目	コード
A 介護 保険 制度 と 関 連 制 度 の 知 識	1. 介護保険制度の動向 (制度改革等の内容の理解)		A-1
	2. 老人福祉法の概要の理解		A-2
	3. 高齢者保健・医療制度の概要の理解 (健康増進法を含む)		A-3
	4. 生活保護法の概要の理解 (低所得者援助施策も含む)		A-4
	5. 権利擁護の諸制度 (成年後見制度・福祉サービス利用援助事業)		A-5
	6. 契約にかかわる消費者関連法の概要の理解		A-6
	7. 障害者総合支援法をはじめとする障害施策の理解		A-7
	8. 災害支援に関する法律・制度の理解		A-8
	9. その他		A-9

## 【5. 研修体系表】 領域B

B

領域	分野	課目	コード
B ケア マネ ジメン ト論	1. 総論	歴史, 概念・定義, 目的, 機能, ケアマネジメントのモデルとその対象, ケアマネジメントとソーシャルワーク	B-1-1
		その他	B-1-2
	2. ケアマネジメント プロセス	アセスメント	B-2-1
		ケアプラン作成	B-2-2
		ケアカンファレンス・ケア会議	B-2-3
		サービス調整	B-2-4
		モニタリングと記録の方法	B-2-5
		その他(要介護認定, 介護報酬, 給付管理, その他)	B-2-6
	3. リスクマネジメント	リスクマネジメントの基礎(リスクの範囲・リスクマネジャーの役割)	B-3-1
		リスクマネジメントの実際	B-3-2
		介護事故予防の取り組み(リスクマネジメント体制の整備・介護サービス)	B-3-3
		マネジメントの質の向上とリスクマネジメントの相乗取り組み・アセスメント・インテークにおけるコミュニケーション	B-3-4
		事故の分析と再発防止	B-3-5
		危険予知(訓練活動)・事故発生又はその再発防止	B-3-6
		事故発生時及び苦情と相談対応のあり方	B-3-7
		労働基本権について	B-3-8
		災害時のリスクマネジメント	B-3-9
		その他	B-3-10
	4. 介護支援専門員の 倫理	個人情報・プライバシーの保護・個人番号制度について	B-4-1
		倫理	B-4-2
		法令遵守	B-4-3
		その他	B-4-4
	5. その他	地域連携	B-5-1
		事例研究	B-5-2

		認定調査	B-5-3
		その他	B-5-4

【5. 研修体系表】 領域C



領域	分野	課目	コード	
C 保健医療福祉の知識	1. 医学的知識	高齢者の心身の特性を知る	高齢者の身体機能・精神機能・社会的特徴	C-1-1
		高齢者におこりやすい疾病	各疾患の概要とその症状を理解・関係職種（医師・看護師）との連携等	C-1-2
		16 特定疾患	16 特定疾病とその概要等	C-1-3
		救急・急変時の対応	救急・急変時の対応等	C-1-4
		リハビリテーションの知識	寝たきり予防・リハビリテーションの概念・日常生活動作の基本・日常生活動作訓練の目標等	C-1-5
		薬剤に関する知識	薬の基礎知識（与薬方法・薬の効果・副作用・服薬上の注意・薬の保管方法等）	C-1-6
		退院支援・地域連携パスに関する知識	地域連携パスの流れ・在宅での活用方法・医療連携	C-1-7
		その他	その他	C-1-8
	2. 在宅看護の基礎知識 (介護保険施設及び居住系を含む)	疾患・症状別看護の理解	各疾病とその諸症状との関連性の理解・異常の早期発見等	C-2-1
		16 特定疾患（その他の難病）の看護	16 特定疾病，その他の難病療養者の看護の理念と目標等	C-2-2
		感染症と予防対策	感染症の理解と対応・予防と対策等	C-2-3
		医療的処置	療養者に提供される医療的処置の意義と目的の理解	C-2-4
		緩和ケア，ターミナルケア，エンドオブライフケア	緩和ケアの概念，ターミナルケアの意義・目的・目標等・非がん患者の終末期ケア，ACP	C-2-5
		療養生活の支援		C-2-6
		その他		C-2-7

【5. 研修体系表】 領域C



領域	分野	課目	コード	
C 保健医療福祉の知識	3. 介護の知識	介護福祉の基礎理論	食事と栄養管理・排泄・睡眠・清潔・衣生活・環境整備	C-3-1
		介護技術の方法	自立に向けた介護技術と方法・食事と栄養管理・排せつ・睡眠・清潔・衣生活・環境整備	C-3-2
		その他		C-3-3
	4. 福祉援助的知識	社会福祉援助技術論	ケースワーク・グループワーク・コミュニティワーク・ソーシャルアクション	C-4-1
		相談面接の技術	コミュニケーション理論と技術・カウンセリング・インテークの理解・ニーズの発見等	C-4-2
		困難事例への対応	アルコール依存症等精神障害者への支援, 接近困難事例への対応, 自殺予防への対応等	C-4-3
		スーパービジョン技術論	支持的・教育的機能を重視したスーパービジョン関係・グループスーパービジョンの理解とその活用	C-4-4
		家族支援論	多課題家族への支援	C-4-6
		その他		C-4-5
	5. その他	介護予防	介護予防の視点(口腔・栄養・運動器・閉じこもり予防など)	C-5-1
		ICFの理解と活用		C-5-2
		その他		C-5-3

【5. 研修体系表】 領域D・E



領域		分野	課目	コード
D 社会資源活用論	1. 介護保険制度上の資源	地域包括ケア	地域包括ケアシステムについて・地域ケア会議	D-1-1
		介護支援サービス	居宅介護支援・介護予防支援・施設介護支援・介護予防ケアマネジメント	D-1-2
		訪問系サービス	訪問介護・訪問看護・訪問入浴・訪問リハビリ	D-1-3
		通所系サービス	通所介護・通所リハビリ, 認知症対応型通所介護	D-1-4
		居宅療養管理指導	医学的管理・歯科衛生指導・薬剤管理指導・栄養管理指導	D-1-5
		短期入所系サービス	短期入所生活介護・短期入所療養介護	D-1-6
		地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 夜間対応型訪問介護, 認知症対応型共同生活介護・特定施設入所生活介護・小規模多機能型居宅介護等	D-1-7
		福祉用具・住宅改修	福祉用具貸与・福祉用具購入, 住宅改修	D-1-8
		介護保険施設	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設	D-1-9
		その他	特定施設入居者生活介護等	D-1-10
	2. 介護保険制度以外の資源と開発	フォーマルサービス		D-2-1
		インフォーマルサービス		D-2-2
		地域ケアネットワークづくりと社会資源の開発		D-2-3
		その他	有料老人ホーム・高齢者有料賃貸住宅等	D-2-4

	3 地域支援事業	地域包括ケアシステム総論		D-3-1
		介護予防・日常生活支援総合事業		D-3-2
		在宅医療・介護連携推進事業		D-3-3
		認知症総合支援事業		D-3-4
		生活支援体制整備事業		D-3-5
	4 地域共生社会	地域共生社会総論		D-4-1
		地域共生社会各論		D-4-2
		その他		D-4-3
E 防災・減災	1. 災害支援リーダー	災害支援リーダー養成研修		E-1
	2. 防災・減災	平常時の防災・減災（ケアマネジャーの役割，防災・減災アセスメント，多機関連携）		E-2
	3. 災害机上訓練			E-3
	4. その他			E-4



【5. 研修体系表】 領域 F・G・H・I



領域	分野	課目	コード
F 事例 検討 会	1. 事例検討会等に参加者として参加すること		F-1
	2. 事例検討会等に参加して事例を提供すること		F-2
	3. 事例検討会等にアドバイザー等として参加すること		F-3
	4. その他		F-4
G 大会等 学会・ 研究	1. 関連学会等に参加すること		G-1
	2. 関連学会等に研究発表者・シンポジストとして参加すること		G-2
	3. 関連学会等に座長・アドバイザー等として参加すること		G-3
	4. その他	総会等	G-4
H 運 営 管 理	1. 人事経営		H-1
	2. 労務管理		H-2
	3. リスクマネジメント		H-3
	4. 職場におけるハラスメント		H-4
	5. その他		H-5
I そ の 他	1. 講師としての講義	法定研修： 各研修1単 位	I-1
	2. 関連学会等を実施すること	実行委員： 年1回1単 位	I-2
	3. 基礎研修の修了		I-3
	4. 従事者の更新（専門）Ⅰ・Ⅱ研修の修了		I-4
	5. 非従事者の更新・再研修の修了		I-5
	6. 主任介護支援専門員研修の修了		I-6
	7. 主任介護支援専門員更新研修の修了		I-7
	8. その他以外でケアマネジャーに対する研修等に 参加すること		I-8



## 【7. 認定コースについて】

レベルアップコース修了を条件にして、本会の規定する必修科目を5年間で履修された現任者に、「広島県介護支援専門員協会認定施設居住系介護支援専門員」の資格認定証を授与します。施設の玄関等へ掲示してください。なお、必修科目については以下のとおりです。

### ◆認定施設居住系介護支援専門員の必修科目 (次の各分野に示す必須単位計 23 単位以上)

#### **B ケアマネジメント論**

##### B-2 ケアマネジメントプロセス (3単位以上)

- B-2-1 アセスメント
- B-2-2 ケアプラン作成
- B-2-3 ケアカンファレンス・ケア会議
- B-2-4 サービス調整
- B-2-5 モニタリングと記録の方法
- B-2-6 その他 (要介護認定, 介護報酬, 給付管理, その他)

##### B-3 リスクマネジメント (3単位以上)

- B-3-1 リスクマネジメントの基礎
- B-3-2 リスクマネジメントの実際
- B-3-3 介護事故予防の取り組み
- B-3-4 マネジメントの質の向上とリスクマネジメントの相乗取り組み・アセスメント・インテークにおけるコミュニケーション
- B-3-5 事故の分析と再発防止
- B-3-6 危険予知 (訓練活動)・事故発生又はその再発防止
- B-3-7 事故発生時及び苦情と相談対応のあり方
- B-3-8 労働基本権について
- B-3-9 災害時のリスクマネジメント
- B-3-10 その他

##### B-4 介護支援専門員の倫理 (2単位以上)

- B-4-1 個人情報・プライバシーの保護・個人番号制度について
- B-4-2 倫理
- B-4-3 法令遵守
- B-4-4 その他

## C 保健医療福祉の知識

### C-1 医学的知識（3単位以上）

- C-1-1 高齢者の心身の特性を知る（高齢者の身体機能・精神機能・社会的特徴）
- C-1-2 高齢者におこりやすい疾病（各疾患の概要とその症状を理解，関係職種（医師・看護師）との連携等）
- C-1-3 16 特定疾患（16 特定疾病とその概要等）
- C-1-4 救急・急変時の対応（救急・急変時の対応等）
- C-1-5 リハビリテーションの知識（寝たきり予防・リハビリテーションの概念・日常生活動作の基本・日常生活動作訓練の目標等）
- C-1-6 薬剤に関する知識（薬の基礎知識（与薬方法・薬の効果・副作用・服薬上の注意・薬の保管方法等））
- C-1-7 退院支援・地域連携パスに関する知識（地域連携パスの流れ・在宅での活用方法・医療連携）
- C-1-8 その他

### C-2 在宅看護の基礎知識（介護保険施設及び居住系を含む）（3単位以上）

- C-2-1 疾患・症状別看護の理解（各疾病とその諸症状との関連性の理解・異常の早期発見等）
- C-2-2 16 特定疾患（その他の難病）の看護（16 特定疾病，その他の難病療養者の看護の理念と目標等）
- C-2-3 感染症と予防対策（感染症の理解と対応・予防と対策等）
- C-2-4 医療的処置（療養者に提供される医療的処置の意義と目的の理解）
- C-2-5 緩和ケア，ターミナルケア，エンドオブライフケア（緩和ケアの概念，ターミナルケアの意義・目的・目標等・非がん疾患者の終末期ケア，ACP）
- C-2-6 療養生活の援助
- C-2-7 その他

### C-3 介護の知識（2単位以上）

- C-3-1 介護福祉の基礎理論（食事と栄養管理・排泄・睡眠・清潔・衣生活・環境整備）
- C-3-2 介護技術の方法（自立に向けた介護技術と方法・食事と栄養管理・排せつ・睡眠・清潔・衣生活・環境整備）
- C-3-3 その他

### C-4 福祉援助的知識（2単位以上）

- C-4-1 社会福祉援助技術論（ケースワーク・グループワーク・コミュニティワーク・ソーシャルアクション）

- C-4-2 相談面接の技術（コミュニケーション理論と技術・カウンセリング・インテークの理解・ニーズの発見等）
- C-4-3 困難事例への対応（アルコール依存症等精神障害者への支援，接近困難事例への対応，自殺予防への対応等）
- C-4-4 スーパービジョン技術論（支持的・教育的機能を重視したスーパービジョン関係・グループスーパービジョンの理解とその活用）
- C-4-6 家族支援論（多課題家族への支援）
- C-4-5 その他

C-5 その他（1単位以上）

- C-5-2 ICFの理解と活用

**E 防災・減災**（2単位以上）

- E-1 災害支援リーダー（災害支援リーダー養成研修）
- E-2 防災・減災（平常時の防災・減災（ケアマネジャーの役割，防災・減災アセスメント，多機関連携）
- E-3 災害机上訓練
- E-4 その他

**F 事例検討会への参画**（1単位以上）

- F-2 事例検討会等に参加して事例を提供すること
- F-3 事例検討会等にアドバイザー等として参加すること

**G その他**（1単位以上）

- G-1 関連学会等に参加すること
- G-2 関連学会等に研究発表者・シンポジストとして参加すること
- G-3 関連学会等に座長・アドバイザー等として参加すること

## 【 8. 研修履歴記録】 ※広島県が実施する研修の覚書

※他の都道府県で修了した場合には備考欄に都道府県名をご記入ください。

修了年月日	研修名	実施主体	備考
	実務研修 ( 年度)	広島県	
	非従事者の更新研修 ( 年度)	広島県	
	再研修 ( 年度)	広島県	
	実務従事者 基礎研修 ( 年度)	広島県	
	実務従事者 専門研修課程Ⅰ ( 年度)	広島県	
	実務従事者 更新研修課程Ⅰ ( 年度)	広島県	
	実務従事者 専門研修課程Ⅱ ( 年度)	広島県	
	実務従事者 更新研修課程Ⅱ ( 年度)	広島県	
	主任介護支援専門員研修 ( 年度)	広島県	
	主任介護支援専門員更新研修 ( 年度)	広島県	

### ◆広島県が実施するその他の研修

※保険者が実施主体の場合には備考欄に保険者名をご記入ください。

修了年月日	研修名	実施主体	備考
	認定調査員新規研修 ( 年度)	広島県	
	認定調査員フォローアップ研修 ( 年度)	広島県	※隔年
	認定調査員フォローアップ研修 ( 年度)	広島県	※隔年
	介護予防支援従事者研修 ( 年度)	広島県 各市町	
	( 年度)	広島県	



【10. 研修履歴記録】 領域A：介護保険制度と関連制度の知識

A

コード	A-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	A-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	A-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	A-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	A-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				



【10. 研修履歴記録】 領域B：ケアマネジメント論

B

コード	B-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	B-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	B-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	B-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	B-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

【10. 研修履歴記録】 領域C：保健医療福祉の知識



コード	C-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	C-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	C-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	C-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	C-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

【10. 研修履歴記録】 領域D：社会資源活用論

D

コード	D-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	D-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	D-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	D-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	D-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

【10. 研修履歴記録】 領域E：防災・減災

E

コード	E-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	E-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	E-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	E-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	E-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

【10. 研修履歴記録】 領域 F : 事例検討会

F

コード	F-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	F-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	F-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	F-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	F-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

【10. 研修履歴記録】 領域G：学会・研究大会等



コード	G-	単位数		押印欄
日時場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	G-	単位数		押印欄
日時場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	G-	単位数		押印欄
日時場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	G-	単位数		押印欄
日時場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	G-	単位数		押印欄
日時場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

【10. 研修履歴記録】 領域H：運営管理



コード	H-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	H-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	H-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	H-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	H-	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

【10. 研修履歴記録】 領域Ⅰ：その他



コード	Ⅰ－	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	Ⅰ－	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	Ⅰ－	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	Ⅰ－	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード	Ⅰ－	単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				



【10. 研修履歴記録】 ※自由枠

コード		単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード		単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード		単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード		単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

コード		単位数		押印欄
日時 場所	年 月 日 ( ) : ~ :			
研修名 テーマ				
主催				

## 【11. 生涯学習制度実施要綱】

### 生涯学習制度実施要綱

#### 【目的】

超高齢社会の急速な進展に伴い、地域包括ケア体制の深化と社会資源の開発が急務となっており、介護保険制度の果たす役割が大きくなる中で、その要ともいえる介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー」という。）の資質の向上が強く求められている。

一般社団法人広島県介護支援専門員協会（以下、「本会」という。）は、ケアマネジャーの職能団体として、ケアマネジャーのより専門職としての高い資質と倫理の向上のための生涯学習体系の構築を図る。

次のとおり、広く県民、要介護者等の生活全般の支援に寄与することを目的とする。

- (1) 変化する社会情勢と住民の多様なニーズ等を見据えた研修を実施する。
- (2) 生涯学習制度の運用を通して、本会の支部である地域ブロックとの関係を強化し、また各種関係機関・団体との連携を密にする。
- (3) 生涯学習制度への参加で、ケアマネジャーの資質向上を図り、指導者の育成を目指す。

#### 【制度の運営】

- 1 本会は、上記の目的を達成するよう、生涯研修を円滑に実施するため、「生涯学習制度規程」を定め、制度の運用に必要な事項を協議する。
- 2 制度を運営するにあたり、本会は「生涯学習部会」を設置する。
- 3 生涯学習部会は、ケアマネジャーの生涯学習制度への参加を促進するために、ケアマネジャーの資質向上につながる幅広い講習、研修等をサポートし、受講した研修の取得単位の評価及び認定などを行う。
- 4 生涯学習制度の運営に当たっては、必要に応じて地域ブロック、各種関係機関・団体等と協議し、連携を図ることとする。

#### 【対象者】

- (1) レベルアップコース … 「介護支援専門員有資格者」（更新・現任問わず）
- (2) 上記以外のコース及び認定コース … 現任の「介護支援専門員有資格者」

#### 附 則

この実施要綱は、平成 23 年 4 月 23 日より施行する。

#### 附 則

この実施要綱は、平成 24 年 3 月 31 日より施行する。

#### 附 則

この実施要綱は、令和 3 年 6 月 2 日より施行する。

## 【12. 生涯学習制度規程】

### 生涯学習制度規程

#### 第1章 総則

第1条 一般社団法人広島県介護支援専門員協会（以下、「本会」という。）は本会生涯学習制度規程（以下、「本規程」という。）を制定し、生涯学習制度の実施に必要な事項を定める。

#### 第2章 申請・認定

第2条 介護支援専門員（以下、「ケアマネジャー」という。）は、5年間で50単位以上を取得した場合、生涯学習単位認定の申請ができる。

- 履修単位については、体系表におけるA～C分野をそれぞれ5単位以上獲得し、F-1、G-1各1単位以上の取得を条件とする。（レベルアップコース）
- レベルアップコース修了者は、次にステップアップコースを履修する。履修単位はA～C分野各5単位以上、F-2、G-1各2単位以上である。
- ステップアップコース修了者は、次にキャリアアップコースを履修する。履修単位はA～C分野5単位以上、F-3、G-2各2単位以上である。
- 本会の主催する規程の必修科目を5年間で履修したケアマネジャーは、本会が独自に定めた、広島県介護支援専門員協会認定施設居住系介護支援専門員の認定を受けることができる。（必修科目については別に示す。）  
ただし、この認定資格はレベルアップコース修了を条件とする。
- 生涯学習制度の対象者については、次のとおりとする。
  - レベルアップコースは「介護支援専門員有資格者」（更新・現任問わず）とする。
  - 上記以外のコース及び認定コースは、現任の「介護支援専門員有資格者」とする。

第3条 ケアマネジャーは単位取得の記録及び申請のために生涯学習手帳を使用する。

- 手帳の取得は、本会事務局若しくは地域ブロック又は地域組織に申請して行う。
- 個人による手帳の取得は、本会事務局に申請して行う。
- 取得した手帳を紛失した場合は、手帳紛失届け及び再発行願いに記入し本会事務局に申請する。

第4条 申請は年度で区切り5年間（起算年の4月1日～5年後の3月31日まで）とする。ただし開始年度が平成23年度の者に限り、平成28年度までの6年間とする。

- 2 5年を経過して50単位取得できていない場合は、初年度の単位のみが失効する。

第5条 ケアマネジャーは生涯学習単位認定の申請に際し、生涯学習手帳を本会に提出する。

- 2 所定の期間内に所定の単位数を取得した者には、本人の申請により各コースの修了認定証を発行する。

### 第3章 研修単位の認定

第6条 研修の認定の対象とする研修を以下のように定める。(研修体系表参照)

第7条 研修の認定は単位制とし、90分を1単位とする。

- 2 本会が認めた学会等にかかる単位認定は、1回の参加につき単位を付与するものとし、全国規模の開催の場合は5単位、地方開催の場合は3単位を付与する。
- 3 本会の総会への参加にかかる単位認定は、1回の参加につき2単位を付与する。
- 4 講師・アドバイザー・座長・発表者・シンポジスト等を担当した場合は、参加単位に加え、別途1単位を付与する。
- 5 関連学会の実行委員は、年1回に限り1単位を付与する。
- 6 研修単位について、次のとおり算定するものとする。

事例検討会・演習は90分以上を1単位までとする。ただし、演習の内容・方法等を吟味する。

(1) 領域：A・B・C・D・E・H

1回90分以上1単位・以降90分ごとに1単位ずつ加算とする。

(2) 領域：F・G

1) 1回・90分以上・1単位までとする。ただし本会総会への参加は、1回につき $G-4 \cdot 2$ 単位とする。

2) 講師・アドバイザー・座長・発表者・シンポジストは、参加単位とは別に、別途1単位付与する。 $(F-2 \cdot 3 / G-2 \cdot 3)$

3) 県組織レベルの大会・学会は1回につき3単位、全国レベルの大会・学会は1回につき5単位とする。

(3) 領域：I

研修事業ごとに年1回1単位までとする。

第8条 研修の単位認定の申請は、研修単位認定審査委員会に所定の書式をもって申請し、単位認定を受ける。

## 第4章 研修の履歴管理

第9条 生涯学習の履歴管理は生涯学習手帳を使い、ケアマネジャーが自ら管理する。

第10条 研修履歴は手帳への押印又は生涯学習シートの貼付によって、管理される。

2 認定された研修を受講した後、本会事務局若しくは地域ブロック又は地域組織は、受講者に生涯学習手帳の所定の場所に押印又は生涯学習シートを交付する。

第11条 認定印及び生涯学習シートは、本会事務局若しくは地域ブロック又は地域組織が管理する。

## 第5章 本会と地域ブロックとの生涯学習制度の運用規程について

第12条 本会と生涯学習制度の運用に同意した一定の条件を満たす地域ブロック又は地域組織は、それぞれが主催する研修について、生涯学習単位認定を申請することができる。

### 附 則

この規程は、平成23年4月23日より施行する。

### 附 則

この規程は、平成24年3月31日より施行する。

### 附 則

この規程は、平成28年8月31日より施行する。

### 附 則

この規程は、令和3年6月2日より施行する。

## 【13. 倫理綱領】

ケアマネジャー（介護支援専門員）

# 倫 理 綱 領

（原則）

1. 私たちは、利用者の自立支援にあたっては利用者本位の理念に基づき、個人の尊厳と個別性を尊重し、公正・中立に務めます。

（利用者との関係）

2. 私たちは、利用者がその心身の状況等に応じ自立生活を営むに必要な各種支援を調整します。

（秘密保持）

3. 私たちは、業務上知り得た個人情報等を適切に取り扱い、秘密を守ります。

（事業者）

4. 私たちは、利用者、その家族・近隣住民や各職種のサービス担当者等によるチームケアに務めます。

（行政・社会との関係）

5. 私たちは、目的達成にむけて、社会資源の改善・開発を推進し、地域社会の支え合い活動を支援していきます。

（専門職として）

6. 私たちは、介護保険制度の根幹を担う重要な専門職である意識を持ち、保健、医療、福祉等の学際的な観点をもって利用者を支援し、また専門的知識及び技術の自己研鑽に務めます。

一般社団法人広島県介護支援専門員協会